

提 案 の 概 要

施設名： 緑 福祉会館・児童館

団体名： こども N P O ・名古屋市緑区社会福祉協議会コンソーシアム

1 福祉会館業務

(1) 管理運営全般について

①施設管理運営の基本方針等

元気な高齢者が健やかでいきいきとした生活を送れるよう貢献するとともに、心身の機能が低下しつつある高齢者を支える福祉会館を目指します。

- 1 「健康」「情報」「趣味」の提供により、高齢者が主体的に活動できる福祉会館を目指します。
- 2 高齢者の居場所や仲間づくりができる福祉会館を目指します。
- 3 高齢者をさりげなく見守り、社会参加を応援する福祉会館を目指します。
- 4 高齢者福祉の拠点としての福祉会館を目指します。
- 5 区社会福祉協議会が運営する他の福祉会館との一体的な取り組みを行います。
- 6 コンソーシアム(共同事業体)の強みを活かした運営を行います。

②管理運営体制（職員配置及び人材の確保・育成計画等）

- 1 経験と熱意のある現職の職員及び必要なスキルを身につけた職員を配置します。
- 2 名古屋市社会福祉協議会のスケールメリットを活かした多様な人材の確保により、専門性を活かした質の高い事業運営を行います。
- 3 名古屋市社会福祉協議会のスケールメリットを活かした研修や情報交換等を通じ、専門性の高い人材を育成します。
- 4 職員一人ひとりが意欲と熱意を持って働ける環境を作ります。

＜職員配置＞

職種	資格等
館長	社会福祉事業等経験者
事務職員	社会福祉士等
健康支援スタッフ	看護師等
生きがい支援スタッフ	介護福祉士等

(2) 事業運営の実施計画について

①生活相談及び健康相談

【基本的なねらい】

高齢者が日頃のふとした疑問・ちょっとした困りごとなどを気楽に話せるよう、できるだけ敷居を低くし、いつでもだれでも何でも相談できるように努めます。
こうした取り組みにより、高齢者が健康で安心して暮らせるよう支援します。

【取り組み内容】**なんでも相談室（常設）**

暮らしに関する「生活相談」をはじめとして、医療・福祉に関することからスマホの操作方法まで、なんでも断らずまずは相談に乗り、必要に応じて区社会福祉協議会、いきいき支援センター、保健センター、区役所、市民病院等と連携して困りごとに対応します。

健康相談（月２回）

区医師会の協力による嘱託医師の健康相談を実施します。

②教養の向上及びレクリエーション等に関する事業**【基本的なねらい】**

魅力的な定期講座・単発講座を開催するとともに、同好会・ボランティア活動等の自主活動を支援することで、教養を深めるとともに、「仲間づくり・健康づくり・生きがいづくり」に貢献します。

【取り組み内容】**１ 定期講座**

幅広いジャンルの１年間又は半年間の定期講座を開設します。

また、講座終了時に参加者全員にアンケートを実施し、利用者の声を常に反映した魅力的な講座となるように努めます。

２ 単発講座

その都度申込が可能な「単発講座」を開催します。定期講座よりさらに幅広い分野をテーマとすることで、まだ福祉会館を利用したことのない方でも参加しやすく、現在の利用者には新たな興味・関心を持っていただけるようにします。

３ 同好会活動支援

講座修了者や同じ趣味の集まりの方に対して、同好会活動への参加勧奨の他、利用案内をするとともに、必要に応じて同好会立ち上げを職員がサポートするなど、自主活動や仲間づくりを支援します。

４ 各種大会・発表会、作品展、演芸大会など年間行事の開催

定期講座・同好会の参加者が、日ごろの成果を多くの方々の前で披露できる場として、各種大会を始めとした様々な年間行事を開催し、生きがいづくり・仲間づくりの支援を行います。

また、新たに児童館利用者との合同大会を開催することで、多世代交流や生きがいづくりにも貢献します。

③機能回復訓練の実施**【基本的なねらい】**

高齢者がいつまでも元気で活動が続けられるように、運動機能の維持向上、フレイル予防、介護予防などにつながる機能回復訓練事業を実施します。

【取り組み内容】**１ 定期講座**

- （１）健康体操講座：愛知県健康づくりリーダーによる健康体操講座
- （２）ヨガインストラクターによる「若返りヨガ」

２ 単発講座

定期講座に参加できない方等のために、毎月その都度申し込みができる単発講

座として様々な講師による機能回復訓練を意識した体操講座を積極的に開催します。

3 出張講座

緑区は面積が広いため、交通事情や身体状況等で福社会館に来館しにくい方のために、機能回復訓練を取り入れた出張講座を開催します。

④入浴事業

「憩いとくつろぎの場」としての入浴事業

常に清潔な環境を整えて入浴事業を実施し、毎月2回有名温泉の入浴剤を使用して温泉気分を味わってもらうとともに、入浴後は健康測定器、健康増進機器、大型テレビ、Wi-Fi 環境などを整えた休息室での「入浴後の仲間づくりと憩いの場」を提供します。

⑤電話相談事業

高齢者電話相談（週2回）

ボランティアの電話相談員によるひとり暮らし高齢者等に定期的な電話訪問を実施します。

2 児童館業務

(1) 管理運営全般について

①施設管理運営の基本方針等

あらゆる子どもが誰ひとり取り残されず社会のなかで自分らしく力を発揮できるよう、子どもの権利条約「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を基盤とした「子どもの権利」に基づき、子どもの社会参画を推進する児童福祉施設の運営を行います。

【基本方針】

1 子ども・保護者にとっての「居場所」である児童館

日頃から信頼関係を育むことで、「あそこに行けば自分らしくいられる」と、子ども・保護者が等身大の自分自身を受容できる居場所であり続けます。

2 安全で安心できる場づくり

子ども・保護者が安全に過ごし、安心して利用できる場を保障します。

3 子どもの生きる力・育つ場づくり

日常に寄り添い、子どもが生まれながらに持つ伸びやかな力を発揮できるよう環境を整えます。また、あらゆる子どもが社会とつながるため、様々な状況下の青少年へのサポート体制として多様な福祉的な連携先と協力したセーフティーネットワーク機能を構えます。

4 子どもの主体的な参画による児童館運営と子どもの社会参画の促進

子どもが自分の持つ力に気付き、その力を発揮できる機会や主体的に活動し自己実現できる様々な機会をつくります。児童館の運営においても「子ども会議」等の開催により子どもたちの意見を反映させていきます。

5 子どもの成長の基礎となる様々な体験活動の創出

児童館の周辺地域の環境を活かした自然体験の取り組みや、多種多様なジャンルの活動や日常では経験することが少ない体験活動を行い、子どもの活動の原動力となる基礎の部分を育成します。

6 バリアフリーを具現化する取り組み

関連法律やガイドラインがあるにも関わらず、依然として施設のバリアフリーには課題があります。たとえエレベーターや階段昇降機等の設置が困難であっても、移動児童館や別会場でのプログラム実施により、障害を感じている子どもや家庭が利用しやすいような合理的配慮を提供します。

②管理運営体制（職員配置及び人材の確保・育成計画等）

職員配置：館長1名、主任1名、プレイワーカー（児童厚生員）4名（中高生支援員、フリースペース担当員含む）、留守家庭児童クラブ2名 計8名

より一層の質の向上のため、これまでの児童館運営で培ったノウハウを活かしながら現業務経験者を複数名配置する体制で臨みます。人材を育成する時にもっとも大切なことは、日常の活動の振り返りにあると考えます。スタッフミーティングの機会に、子どもへの対応で疑問やスタッフ間の食い違いがあるときは適宜ミニ研修を行うなどして柔軟でタイムリーな研修を行います。新規採用の際には積極的に研修会などに派遣する他、経験を積んだスタッフがサポートしながら育成していきます。

(2) 事業運営の実施計画について

①子ども育成活動

子どもたちが自らの力を発揮して遊び、過ごすことで伸びていけるように、大人が主導するプログラムは極力避け、子どもたち自身が主体的に過ごすことのできるよう、子どもの遊びの特性を理解した上で、子どもたちの知的好奇心や探究心や、想像力などを引き出すような遊び環境作りに取り組みます。

事業抜粋

- ・「フリースペース」学校へ行けない、行っていない子どもたちが平日の日中に学校の代わりに利用できるように専任のスタッフ、専用の部屋を用意して、こどもたちにとって日常の居場所となるように務めます。
- ・「こども企画」〇〇大会、おやつづくりなど、子どもたち自らが「やってみたいこと」を実現する企画です。企画立案から広報・準備・運営まで子どもたちが主体となって行います。
- ・「こども会議」子どもたち自らが児童館の運営に関わることのできる会議の開催をします。
- ・中高生の居場所づくりモデル事業「GT（グリーンティーンズ）タイム」
週に1～2回行っていた「中高生の居場所事業」をモデル事業として拡充し、週に3日、17：00～20：00までを中高生専用の時間とします。バスケットボールや卓球、バレーなどのスポーツやボードゲーム、楽器体験などそれぞれが自由に過ごしつつも、毎週土曜日はこどもたちが自分たちで夕食づくりも行ったりします。

②子育て支援活動

少子化、共働き、育休復帰の早期化、父親の育児参加、学校選択など、子育て環境の変化に対応した支援プログラムや学び合いプログラムを提供します。

乳幼児期から子どもの権利を保証し、0歳～18歳まで継続した切れ目のない子育て支援に取り組みます。（子育て相談、交流の機会、遊び場づくりなど）

当事者（子育て中の親）による「当事者のための子育て支援・子ども育成支援」を目指し、新たな地域の担い手を育成し地域ぐるみの子育ての輪を広げます

事業抜粋

- ・「子どものことをもっと知ろう」子どもの権利、意見表明等様ざまな角度からの親の学びの場
- ・「子育て案内所」として、緑区の子育て情報を可視化して掲示
- ・「わらべうた」「絵本の読み聞かせ」「あかちゃんひろば」などの各種ひろばの実施

③地域福祉促進活動

地域で子どもが育っていくためには、子どもも大人も顔の見える関係であることが重要となります。移動児童館事業などさまざま場面で多世代が交流する機会を設け、子どもの遊び場づくりを中心に地域みんなで子どもを見守り、お互いがお互いを支え合い育っていく「共育ち」ができる環境づくりに取り組みます。

地域コミュニティが衰退していく傾向にある中で疑似的ではありますが、児童館での小さなコミュニティづくりの過程が、子ども・子どもの遊びを中心に置いた社

会コミュニティ再生の１つのモデルになると期待できます。

事業抜粋

- ・移動児童館「冒険遊び場・にいのみ池プレーパーク」の開催
- ・移動児童館「ちびっこ冒険広場」の開催

④留守家庭児童健全育成事業

市内の小学校に在学し、就労等で下校後保護者が不在の児童に、家庭や地域等との連携の中で、児童館を利用し適切な遊びと生活の場を与え、子どもの状況を踏まえながら健全な育成を図るための事業です。発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、当該児童の健全な育成を図ることを目的として放課後児童健全育成事業における支援を行います。

3 収支計画について

①管理運営にかかる費用等

【福祉会館・児童館共通】

○ 人件費

安心・安全かつ安定的な施設運営と、児童館・福祉会館の設置目的の達成のためには、人材の定着によるノウハウの蓄積、継続的な育成が欠かせません。このような視点から、豊富な実務経験や必要な資格を持つ専門職を安定的に確保するのに必要な人件費について、限られた予算の中、経営の効率性を確保しつつ必要と思われる額を積算しています。

【福祉会館】

○ 物件費

魅力ある趣味講座や健康づくり講座等の報償費 4,318 千円（５年間平均額）
出張講座のための会場等賃借料 47 千円／年
他 館運営に必要と思われる額を積算しています。

○ 収支予算

40,019 千円／年（５年間平均額）

【児童館】

○ 物件費

フリースペース事業（学校へ行ってない子の平日の居場所） 1,400 千円／年
中高生の居場所づくりモデル事業 8,000 千円／年
他 館運営に必要と思われる額を積算しています。

○ 収支予算

44,318 千円／年（５年間平均額）※中高生の居場所モデル事業 8,000 千円含む

※管理運営にかかる費用については、サービスの質を落とさないよう経費の見直しを行い、諸規定に沿って適正な経費執行に努めます。

※この提案の概要は候補者になった場合、市公式ウェブサイト等で公表されます。